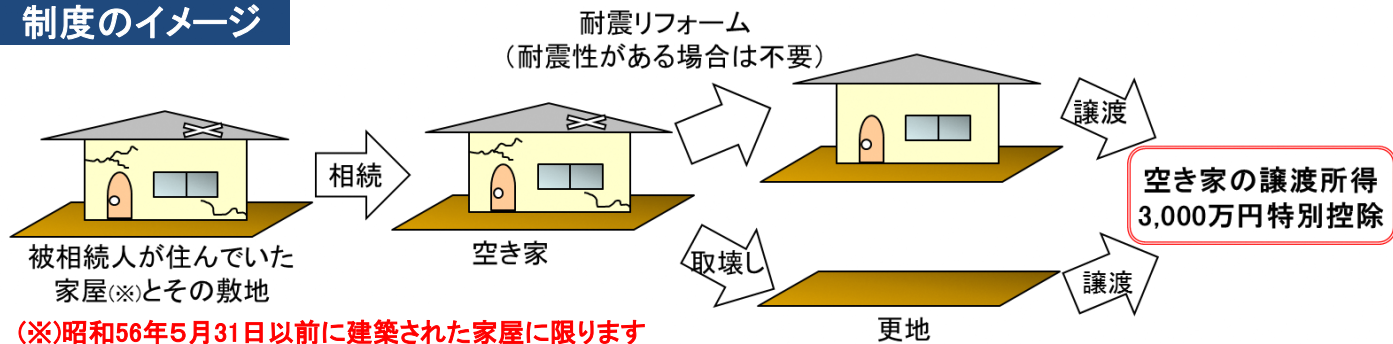


# 空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)について

空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、**耐震リフォーム又は取壊しをした後にその家屋又は敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除します。**

## 制度のイメージ



## 令和元年度税制改正のポイント

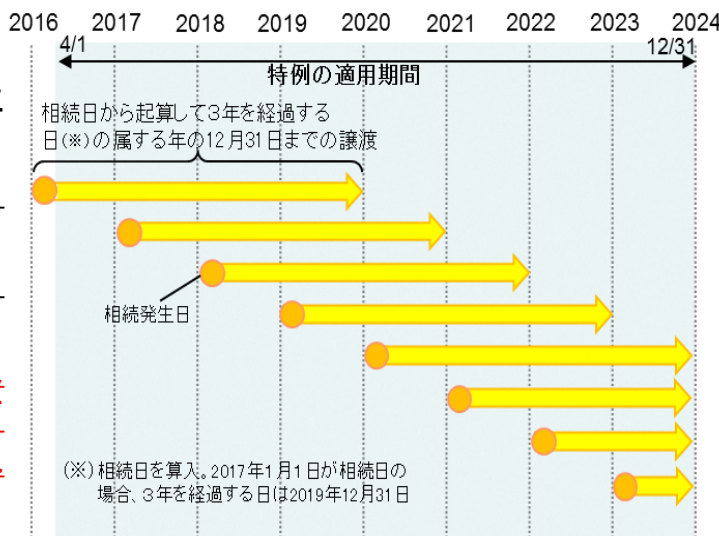
これまでは、相続開始の直前まで、被相続人が家屋に居住していた場合のみが適用対象でしたが、平成31年4月1日以降の譲渡について、**要介護認定等を受け、被相続人が相続開始の直前に老人ホーム等に入所していた場合も、一定要件を満たせば適用対象となります。** ※要件の詳細は2ページ以降参照

## 相続発生日を起算点とした適用期間の要件

特例の適用を受けるための、空き家・敷地の譲渡日は、以下の2要件を共に満たすことが必要になります。

- ①相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までであること。
- ②特例の適用期限である2023年12月31日までであること。

**※被相続人が相続開始の直前に老人ホーム等に入所していた場合については、2019年4月1日以降の譲渡が対象です。**



## 特例を受けるための手続

家屋所在地の市区町村にて「**被相続人居住用家屋等確認書**」の交付申請  
※2ページ～3ページ参照

お住まいの管轄税務署にて**確定申告**  
※3ページ参照

特例適用



# 被相続人居住用家屋等確認書申請における確認事項及び提出書類について②

この特例の適用を受けるためには、確定申告の際に必要な書類として、「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受ける必要があります。**家屋が所在していた市区町村に申請を行ってください。**

## ②家屋取壊し後の更地の譲渡の場合【申請様式1-2】

	被相続人居住用家屋に住んでいた場合	老人ホーム等に入所していた場合
イ 相続開始前の要件 ロ 相続し取壊し 讓渡の要件 ハ 取壊し讓渡の要件	①のイ【A】と同じ ただし、相続人の住民票の写しについては、「譲渡時」を「申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失時」と読み替える。	①のイ【B】と同じ ただし、相続人の住民票の写しについては、「譲渡時」を「申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失時」と読み替える。
	【確認事項】事業の用、貸付けの用、又は居住の用に供されていないこと ⇒売買契約書の写し(譲渡日確認) ⇒以下のいずれか ・電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類(※1) ・宅建業者が「現況空き家」かつ「取壊し予定あり」と表示した広告 ・その他、要件を満たすことを容易に認めることができる書類(※2) ⇒法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書の写し(※3)	同左
	【確認事項】建物・構築物の敷地の用に供されていないこと ⇒更地であることが分かる写真(※4) ⇒法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書の写し(※3)(取壊日確認)	同左

- (※1) 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等
- (※2) 例えば、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、空き家バンクへの登録を行っていたことの証明書等
- (※3) 閉鎖事項証明書の写しが提出できない場合、家屋の除却工事に係る請負契約書の写しを提出(市町村において疑義がある場合は、契約書の写しのほかに領収書の写し等代金支払を確認できる書類の提出を求めることができる。)
- (※4) 市町村において疑義がある場合は、取壊し前の写真、家屋の所在地図等の提出を求めることができる。

## 確定申告における提出書類について

確定申告書に併せて以下の書類を税務署へ提出してください。

- ①譲渡所得の金額の計算に関する明細書
  - ②被相続人居住用家屋の登記事項証明書等(家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたこと、家屋が区分所有でないこと等を確認)
  - ③被相続人居住用家屋の売買契約書の写し等(家屋や敷地の譲渡価格が1億円以下であることを確認)
  - ④被相続人居住用家屋等確認書(様式1-1または1-2)
  - ⑤被相続人居住用家屋の耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書(※)の写し(家屋を譲渡する場合に限る。耐震性能を満たすことを確認)
- (※) 建築士や住宅性能評価機関等が発行する書類です。発行手続については耐震診断やリフォームを実施した建築士事務所等にお問い合わせください。



# この特例に関する注意事項、よくあるご質問

## 注意事項

- ・被相続人居住用家屋確認書の申請時における提出書類(介護保険の被保険者証等の写しや老人ホーム等が保有する書類、電気、ガスの使用中止日が確認できる書類など)については、相続後や家屋・敷地の譲渡後に入手が難しいものもあるため、特例適用の検討段階において早めにご準備ください。
- ・確定申告の時期が近づくと確認書の申請窓口が混雑するので、書類等のご準備、申請手続はお早めにお願います。

## よくある主なご質問

- ・土地の売買契約の中で、「土地の引渡し後建物を取り壊す」という特約を交わしていましたが、この場合本特例の適用を受けることはできますか？  
→家屋を取り壊した後の譲渡にあたらないため、本特例の適用を受けることはできません。
- ・相続した家屋を取り壊して譲渡をしましたが、家屋を取り壊したこと等を確認する書面として必要になる法務局作成の閉鎖事項証明書<sup>1</sup>の写しを提出することができません。どのようにすれば良いですか？  
→閉鎖事項証明書の写しを提出できないことについて合理的な理由がある場合は、取壊しの時期及び除却対象を確認できる書類として、例えば家屋の除却工事に係る請負契約書の写し等を提出ください。
- ・「相続の開始の直前において、被相続人がその空家を居住の用に供していたこと」等の確認について、実態は本特例の適用要件を満たしているのですが、住民票の記載から確認することができない場合は、確認書は交付されないのですか？  
→住民票の記載により確認することができない場合であっても、代替書類・補完書類及び申請者へのヒアリング等により確認できる場合は交付される場合があります。
- ・老人ホーム等に入所している間「被相続人が家屋を一定使用していた」というのは、どの程度使用していれば良いのですか？  
→被相続人が家屋の一時滞在で使用していたほか、家財道具等の保管場所として使用していた場合も「一定使用」に該当します。
- ・老人ホーム等の施設ではなく、介護のため子に移り、そこで亡くなった場合はこの特例を受けることはできますか？  
→親族の家や一般の賃貸住宅に転居して亡くなった場合は、この特例を受けることはできません。

特例に関する情報についてはこちらもご参照ください。

○国土交通省ホームページ

・空き家の発生を抑制するための特例措置(申請様式のダウンロードはこちら)

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html)